

# 青森県報

号外第三十五号

平成二十年  
三月三十一日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則

(人事課) … 一

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則

(同) … 一

### 訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

(人事課) … 二

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

(同) … 三

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

(同) … 四

診療手当支給規程の一部を改正する訓令

(同) … 九

## 規 則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和四十二年四月青森県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一号中子を削り、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハを削り、ロをハとし、同ハの次に次のように加える。

二 整備企画課長

第一号イの次に次のように加える。

ロ 次長

第一号中りを削り、又をリとし、ルを又とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則の一部を改正する規則

地方公務員法第三十六条の規定の適用を受ける企業職員の職を定める規則(昭和四十二年四月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 県土整備部の次長

第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 整備企画課長

第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 運営部長

第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 運営部の室長

十二 運営部副参事

第十五号中「局長」を「センター長」に改める。

第十六号及び第十七号を次のように改める。

十六 青森県立中央病院の部門長

十七 青森県立中央病院医療安全管理室長

第十九号を削り、第十八号を第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

十八 青森県立中央病院看護部長

第二十三号を削り、第二十二号中「局長」を「部長」に改め、同号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四 青森県立つくしが丘病院看護部次長

第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十 青森県立中央病院看護部看護指導監

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

# 訓 令

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「占める職員」の下に「及び育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）」を加える。

第十四条第二号中「第七条の三第五項及び第六項」を「第七条の三第六項及び第七項」に改める。

別表中

当該期間内における五日に当該任用期間の月数 を乗じ、十二で除して得た日数（勤務時間が正 職員の例によらない職員にあつては、四十時間 に当該職員の一週間当たりの勤務時間（当該勤 務時間に一時間未満の端数がある場合にあつて は、これを切り上げた時間）を四十時間で除し て得た数を乗じて得た時間数に当該任用期間の 月数を乗じ、十二で除して得た時間数）（一日 又は一時間未満の端数は、切り捨てる。）	一日、半日又は一時 間（勤務時間が正職 員の例によらない職 員にあつては、一時 間）
職員勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける 職員の例による。	一日、半日又は一時 間

を

当該期間内における五日に当該任用期間の月数 を乗じ、十二で除して得た日数（一日未満の端 数は、切り捨てる。）	一日、半日又は一時 間
職員勤務時間、休日及び休暇の適用を受ける 職員の例による。	

に改め、

同表の備考一中「（以下「子の看護休暇」という。）」を削り、同備考四を削る。

附則

1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程別表に規定する出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八

週間を経過する日までの期間(当該期間の初日を除く。)にこの訓令の施行の日(以下「施行日」という。 ) がある職員が施行日前の当該期間に使用した改正前の同規程別表に規定する職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、 十四週間) 前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、 当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。 ) を養育する職員が、 これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇(以下「育児参加休暇」という。 ) 及び施行日前に使用した同表に規定する小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。 ) を養育する職員が、 その子の看護(負傷し、 又は疾病にかかつたその子の世話をを行うことという。 ) のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇(以下「子の看護休暇」という。 ) については、 改正後の同規程別表に規定する育児参加休暇及び子の看護休暇としてそれぞれ使用されたものとみなす。

青森県訓令甲第十号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令

職員の任免等発令事務取扱規程(昭和三十九年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第二十三号の四中「公益法人等に派遣された職員」の下に、「法第二十六条の五第一項の規定及び職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年三月青森県条例第一号)による承認を受けた職員」を加え、 同表の第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 自己啓発等休業	大学等の課程の履修又は国際協力の促進に資する外国における奉仕活動に専念すること。
---------------	------------------------------------------

第二条の表に次のように加える。

四十 育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため短時間勤務をすること。
------------	-----------------------------------

別表23の4の項中

公益法人等への職員派遣を継続することができないか又は適当でないことによる職務復帰の場合	青森県職員 氏 名 部 課 課 主 事 ( 技 師 ) の 職 務 に 復 帰 さ せ る
---------------------------------------------	-----------------------------------------------------

を

公益法人等への職員派遣を継続することができないか又は適当でないことによる職務復帰の場合	青森県職員 氏 名 部 課 課 主 事 ( 技 師 ) の 職 務 に 復 帰 さ せ る
自己啓発等休業の承認の失効による職務復帰の場合	青森県職員 氏 名 地方公務員法第26条の5第4項の規定に該当し 年 月 日付けの承認は失効した 部 課 課 主 事 ( 技 師 ) の 職 務 に 復 帰 さ せ る
自己啓発等休業の承認の取消しによる職務復帰の場合	青森県職員 氏 名 地方公務員法第26条の5第5項の規定により 年 月 日付けの自己啓発等休業の承認を取り消す 部 課 課 主 事 ( 技 師 ) の 職 務 に 復 帰 さ せ る

に改め、 同表35の項の次に次のように加える。

35の2 自己啓発等休業	自己啓発等休業を承認する場合	青森県職員 氏名 地方公務員法第26条の5第1項の規定及び職員の自己啓発等休業に関する条例により自己啓発等休業を承認する 自己啓発等休業の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする	
	自己啓発等休業の期間を延長する場合	青森県職員 氏名 自己啓発等休業の期間を 日まで延長する	

別表36の項の次に次のように定める。

36の2 育児短時間勤務	育児短時間勤務を承認する場合	青森県職員 氏名 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により育児短時間勤務(週 時間勤務)を承認する 育児短時間勤務の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする	
	育児短時間勤務の期間を延長する場合	青森県職員 氏名 育児短時間勤務の期間を 日まで延長する	
	育児短時間勤務の承認の失効	青森県職員 氏名 地方公務員の育児休業等に関する法律第12条において準用する同法第5条第1項の規定に該当し 年 月 日付けの育児短時間勤務の承認は失効した	
	育児短時間勤務の承認の取消し	青森県職員 氏名 地方公務員の育児休業等に関する法律第12条において準用する同法第5条第2項の規定により	年

月 日付けの育児短時間勤務の承認を取り消す
-----------------------

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十一号

行 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の五」を「第七条の六」に、「第三十七条」を「第三十六条」に改める。

第四条第一項中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改め、同条第三項第一号中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改め、同項第二号中「午後六時」を「午後六時十五分」に改め、同条第四項中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、所属長は、育児、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があつた場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の休憩時間を午後零時から午後零時四十五分までとし、当該職員の勤務時間の終業の時刻を十五分繰り上げることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」といふ。)第十条第一項に規定する育児短時間勤務

務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）の勤務時間の割振り及び休憩時間については、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、当該短時間勤務の内容）に従い、所属長が別に定める。

第七条の三の見出し中「育児休業」の下に、「育児短時間勤務」を加え、同条第一項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「及び」といふ。）」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三条第三号」を「第三条第四号又は第十一条第五号」に、「前項」を「第一項」に改め、「育児休業承認請求書」の下に「又は前項の育児短時間勤務承認請求書」を加え、「育児休業計画書（第二号様式の五）」を「育児休業等計画書（第二号様式の六）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児休業法第十条第一項の規定による育児短時間勤務の承認を受けようとするときは、育児短時間勤務承認請求書（第二号様式の五）により、育児短時間勤務を始めようとする日の一月前までに知事に請求しなければならない。

第七条の三第六項中「又は」を「、育児短時間勤務又は」に、「第二号様式の七」を「第二号様式の八」に改め、同項第四号中「常態として」を「常態として養育し又は育児短時間勤務若しくは部分休業をすることにより養育している時間」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二号様式の六」を「第二号様式の七」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 第一項の規定は育児休業法第三条第一項の規定による育児休業の期間の延長の請求について、第二項の規定は育児休業法第十一条第一項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

第七条の四第一項中「第二号様式の八」を「第二号様式の九」に改め、同条第二項中「第二号様式の九」を「第二号様式の十」に改める。

第七条の五中「第二号様式の十」を「第二号様式の十一」に改める。  
第三章中第七条の五の次に次の一条を加える。  
(自己啓発等休業)

第七条の六 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年三月青森県条例第一号）第四条の教育施設の課程の履修又は同条例第五条の奉仕活動のため、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の承認を受けようとするときは、

自己啓発等休業承認申請書（第三号様式）により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに知事に申請しなければならない。

2 自己啓発等休業をしている職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例第九条各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について大学等課程の履修（国際貢献活動）状況報告書（第四号様式）により知事に報告しなければならない。

3 第一項の規定は、職員の自己啓発等休業に関する条例第七条第一項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。  
第二十一条第一項第一号及び第二号中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改める。

第三十六条を削り、第三十七条を第三十六条とする。  
第二号様式の四中「を請求」を「（育児休業の期間の延長）を請求」と

育児休業	育児休業期間の延長
再度の育児休業	再度の育児休業期間の延長
(再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情)	
育児休業の承認	育児休業の期間の延長
再度の育児休業の承認	再度の育児休業の期間の延長
(再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情)	

同様式の注の中で「請求に」を「請求（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）に」と「などのいずれか」を「等」と改める。

第二号様式の十を第二号様式の十一とす、第二号様式の九を第二号様式の十七とす、第二号様式の八を第二号様式の十九とす。

「育 児 休 業  
部 分 休 業」  
第二号様式の十七「育児休業（部分休業）」を「育児短時間勤務」と「休業に」





第2号様式の5 (第7条の3関係)

年 月 日

青森県知事 殿

所 属 職氏名 (印)

育児短時間勤務承認請求書

下記のとおり育児短時間勤務の承認 (育児短時間勤務の期間の延長) を請求します。

記

1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親	
氏 名	氏 名	
続 柄	子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情)	
4 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
5 勤務の形態	週 時間勤務 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態) (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号)	
6 既に育児短時間勤務をした期間	勤務の日及び時間	月 ( : : ) 水 ( : : ) ~ 月 ( : : ) 金 ( : : )
7 備考	年 月 日から	年 月 日まで
所属長の意見		

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
  - 2 請求 (育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類 (医師又は助産師が発行する出生 (遡) 証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等。写しでも可)を添付すること。
  - 3 子の出生前に請求する場合は、請求期間欄には出産予定日以後の期間を記入するものとし、請求に係る子欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
  - 4 勤務の日及び時間帯欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、備考欄に必要な事項を記入すること。
  - 5 備考欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
  - 6 該当する□には、✓印を記入すること。
  - 7 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第三号様式及び第四号様式を次のように改める。

第3号様式(第7条の6関係)

年 月 日

青森県知事 殿

所 属  
職氏名

㊟

自己啓発等休業承認申請書

下記のとおり自己啓発等休業の承認(自己啓発等休業の期間の延長)を申請します。  
記

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の承認		<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の期間の延長		
	大学等課程の履修	大学の名称(所在地)	( )		
2 自己啓発等休業の内容	課程(修業年限)				
	履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	活動組織	活動国・地域	活動分野		
	国際貢献活動	活動期間	国内訓練	活動国潜在	年 月 日から 年 月 日まで
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで				
4 既に自己啓発等休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで				
5 備考					
所属長の意見					

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
  - 2 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間並びにこれらの内容に関する照会先が確認できる書類を添付すること。
  - 3 履修の期間欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
  - 4 活動組織欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
  - 5 国内訓練欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間等を記入すること。
  - 6 備考欄には、以前に自己啓発等休業をした場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別及び休業の期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由等について記入すること。
  - 7 該当する□には、✓印を記入すること。
  - 8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第4号様式(第7条の6関係)

年 月 日

青森県知事 殿

所 属  
職氏名

㊟

大学等課程の履修(国際貢献活動)状況報告書

下記のとおり自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修(国際貢献活動)の状況について報告します。  
記

- 1 大学等課程の履修(国際貢献活動)の状況
  - 大学等課程の履修の状況
  - 大学等課程の履修を取りやめた
    - 理由: )
  - 在学している課程を休学した
    - 理由: )
  - 在学している課程を停学にされた
    - 理由: )
  - 在学している課程の授業を欠席している
    - 理由: )
  - 大学等課程の履修に支障が生じている
    - 支障の内容: )
  - 国際貢献活動の状況
    - 国際貢献活動を取りやめた
      - 理由: )
    - 参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない
      - 理由: )
    - 国際貢献活動に支障が生じている
      - 支障の内容: )
- 2 上記1の状況が発生した日
  - 年 月 日

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
  - 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。



第二十一号様式を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

診療手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

診療手当支給規程の一部を改正する訓令

診療手当支給規程（昭和二十七年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「別表第一に定める額」とあるのは「別表第一に定める額に職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十七条（同条例第十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二十条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」と、同項第一号中「十二日以上十四日以下」とあるのは「一の月において勤務を要する日の数に十二を常時勤務を要する職員（育児短時間勤務職員等を除く。）の一の月において勤務を要する日の数（以下「常時勤務を要する職員の勤務を要する日の数」という。）で除して得た数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）以上一の月において勤務を要する日の数に十五を常時勤務を要する職員の勤務を要す

る日の数で除して得た数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）未満」と、「十五日」とあるのは「一の月において勤務を要する日の数に十五を常時勤務を要する職員の勤務を要する日の数で除して得た数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）」とする。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭